

# 特用樹の造林に関する手続きと支援策【令和8年度】



## 手続き

ウルシ等の特用樹の造林は農地・林地いずれでも可能ですが、それぞれ手続きと支援策が異なります。

- 植栽後、施肥、病虫害防除、下草刈り、枝打ち等の肥培管理を全期間にわたり継続して適切に行うのであれば農地として管理することができます。
- 肥培管理を行わない場合には、農地から林地への転用の手続きが必要となります。
- 農地に対する支援を受ける場合は、まずは地域で話し合い、農山漁村振興推進計画及び事業計画の策定（①の場合）、集落等を単位とした協定の作成（②の場合）等を行う必要があります。

| 土地の状況                     | 肥培管理     | 転用手続き                    | 支援策           |                         |
|---------------------------|----------|--------------------------|---------------|-------------------------|
| 荒廃農地<br>(荒廃化のおそれのある農地を含む) | 肥培管理をする  | なし                       | 植栽<br>①、②、③   | 農地として管理・利用<br>(①)、②、③   |
|                           | 肥培管理をしない | ・農振農用地区域除外手続<br>・農地の転用手続 | 植栽<br>①、③、④、⑤ | 林地として管理・利用<br>(①)、③、④、⑤ |
| 林地                        |          | なし                       | 植栽<br>③、④、⑤   | 林地として管理・利用<br>③、④、⑤     |

## 支援策

- ・ 丸数字は下記枠内の活用可能な支援策
- ・ ( ) 内は実施期間（最長3年）のみ支援可能

### ①農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策

内 容：保全すべき農地周辺部における荒廃農地等への低密度で見通しがよい計画的な植栽、管理  
補助率：定額(苗代、管理費 5,000円/10a)（地域協議会等）

### ②日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払交付金

内 容：農業生産条件の不利な中山間地域等における農用地への植栽、管理  
補助率：定額（緩傾斜（畑） 3,500円/10a、急傾斜（畑） 11,500円/10a等）（農業者等）



### ③林業・木材産業循環成長対策

内 容： 植栽、林相改良、施設整備（倉庫等）等  
補助率： 1／2 以内（生産者団体等）

### ④森林整備事業

内 容： 地域森林計画対象森林における植栽、播種、施肥等  
補助率： 森林経営計画等に基づく植栽等においては、国・都道府県合わせて約7割  
それ以外の森林においては約4割（森林所有者等）

### ⑤里山林活性化による多面的機能発揮対策

内 容： 森林経営計画対象外の森林における保管理活動等の一環として行われる植栽、保育等  
補助率： 定額、1／2、1／3以内（地域住民や森林所有者等で構成する活動組織）

# 農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

令和8年度予算額

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数  
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

## <対策のポイント>

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

## <事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想を作成**し、その実現に必要な**農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費**等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限5年、＜ソフト＞交付率：定額（上限5,000万円（年標準額：1,000万円）※粗放的利用支援1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年、＜ハード＞交付率：5.5/10等（上限1億円（年標準額：2,000万円））】

※粗放的利用支援は、事業期間中に最大3年

### 2. 荒廃農地再生支援事業（新規）

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、**再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等**を支援します。

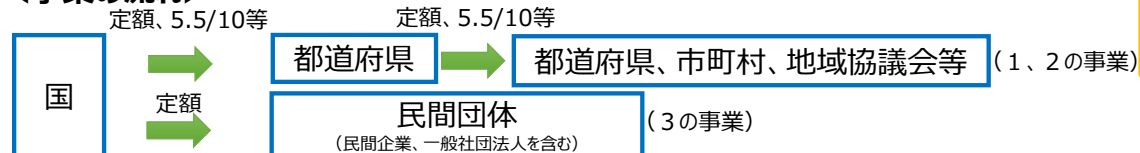
【事業期間：上限1年、交付率：1/2（総事業費200万円未満）】

### 3. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：定額】

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

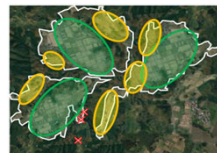
### 1. 最適土地利用総合事業

#### Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみの話し合い】



【土地利用構想の概定】



【農用地保全の実証的な取組】



【放牧】

#### Step 2

土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



【粗放的利用のための条件整備】



【省力化機械の導入】



【蜜源作物等の作付け】

### 2. 荒廃農地再生支援事業

農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良を支援



【荒廃農地の解消】



【荒廃農地の支障物撤去】



【簡易な基盤整備】



【土壌改良】

【お問い合わせ先】

農村振興局地域振興課

(03-6744-2665)

中山間地域等の実情に即した  
土地利用構想を実現

荒廃農地を解消し、  
農山漁村地域を活性化

日本型直接支払のうち  
中山間地域等直接支払交付金

令和8年度予算額 28,460百万円（前年度 28,460百万円）

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止〔令和7年度から令和11年度まで〕

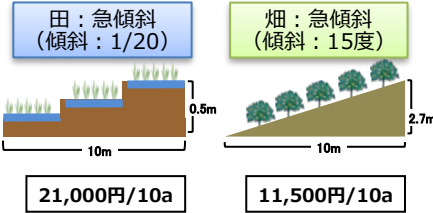
＜事業の内容＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560百万円（前年度 27,560百万円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

| 地目 | 区分          | 交付単価<br>(円/10a) |
|----|-------------|-----------------|
| 田  | 急傾斜（1/20～）  | 21,000          |
|    | 緩傾斜（1/100～） | 8,000           |
| 畑  | 急傾斜（15度～）   | 11,500          |
|    | 緩傾斜（8度～）    | 3,500           |



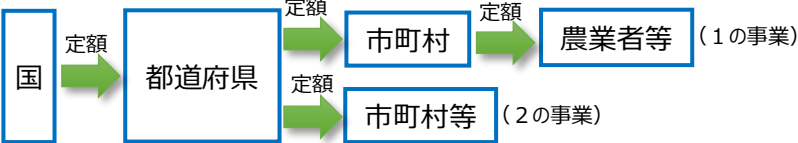
「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900百万円（前年度 900百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【対象地域】中山間地域等  
（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

| 加算項目（取組目標の設定・達成が必要）※2                                                                                                                                                                           | 10a当たり単価                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| <b>棚田地域振興活動加算</b><br>棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援<br>〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕<br>棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）<br>〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕 | 10,000円（田・畑）<br><br>14,000円（田・畑） |
| <b>超急傾斜農地保全管理加算</b><br>超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援                                                                                                                                        | 6,000円（田・畑）                      |
| <b>ネットワーク化加算</b> 【上限額：100万円/年】<br>ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援                                                                                                                             | 10,000円（最大※3）（地目にかかわらず）          |
| <b>スマート農業加算</b> 【上限額：200万円/年】<br>スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援                                                                                                                                   | 5,000円（地目にかかわらず）                 |

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動  
（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10ha～40ha部分）1,000円/10a

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）



＜対策のポイント＞

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

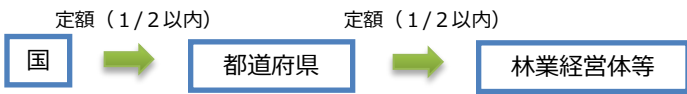


林内作業車の導入

＜事業実施主体＞

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

＜事業の流れ＞



<対策のポイント>

森林吸収源の機能強化や国土強靱化に資する、**林野火災対策、クマ・シカ等対策**、森林の集積・集約化の加速化に向けた**間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等**の推進に加え、花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を推進します。

<事業目標>

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（45万ha〔令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均〕）
- スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減〔令和15年度まで〕、5割削減〔令和35年度まで〕）

<事業の内容>

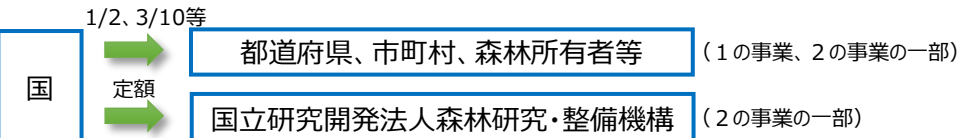
1. 間伐や再造林、路網整備等

- ① 省力化・低コスト化を進めつつ、**間伐や再造林等の適切な森林整備**を推進するとともに、**林業適地等における林道の開設・改良等**を推進します。
- ② **森林の集積・集約化を進める地域**において、**基盤となる林道の整備や効率的な森林整備**を支援します。
- ③ 花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林の整備、林道の強靱化等

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、重要インフラ施設周辺の森林等について、市町村等の**公的主体による復旧・整備**を推進するとともに、**防災上重要な幹線林道の整備**を推進します。
- ② 林野火災の危険度が高い地域において、**山火事防止施設を備えた防火機能の高い林道や延焼防止に資する防火林帯の整備**を支援します。
- ③ クマ類を始めとする野生鳥獣の人身被害対策として、**生息環境整備のための広葉樹林化や林縁部における緩衝林帯の整備等**を支援します。

<事業の流れ>

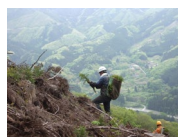


※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

間伐や再造林、路網整備等

省力・低コスト造林による  
再造林面積の確保



造林

路網整備の推進に  
より再造林等を後押し



下刈り



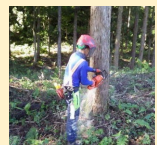
幹線林道の整備

森林資源の  
循環利用



公益的機能の持続的発揮

森林の集積・集約化を進める地域において、基盤となる  
林道の整備や効率的な森林整備を支援



間伐等の森林施業や路網整備

花粉発生源対策として伐採・植替えの一貫作業  
や路網整備等を支援



伐採・植替えの一貫作業

豪雨・台風等による被害を受けた森林の整備、林道の強靱化等

豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等におけ  
る復旧・整備や防災上重要な幹線林道の整備を推進



台風による風倒木被害



奥地水源林



幹線林道のり面保全

林野火災や人身被害の多発するクマ類へ  
の対策となる森林整備を支援



防火林帯の整備



緩衝林帯の整備

【お問い合わせ先】 林野庁整備課（03-6744-2303）

# 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 森林・山村地域活性化振興対策

令和8年度予算額 951百万円（前年度 951百万円）

## <対策のポイント>

森業の振興などを通じた山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届かない、地域の身近な**里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成**、「半林半X」※も含めた**活動の実践**を支援します。

※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、地域の森林資源から林業収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

## <事業目標>

5年以上継続的に活動している活動組織の割合（70%〔令和11年度〕）

### <事業の内容>

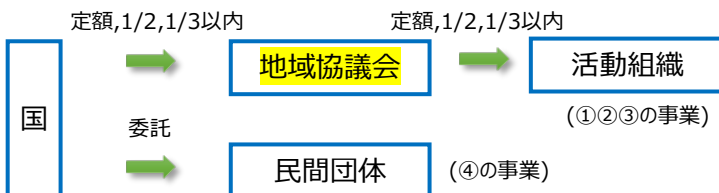
#### 里山林活性化による多面的機能発揮対策

森業の振興などによる山村集落の維持・活性化や、森林の多面的機能の発揮に向けて、林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備を促進するため、

- ① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 活動組織の活動成果の評価検証等を実施します。

※②③については、市町村が定める山村振興法に基づく「山村振興計画」に、里山林の保全活動が位置付けられている場合に優先採択。

## <事業の流れ>



### <事業イメージ>

確保

➤ 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催

育成

➤ 里山林の整備・活用の実践に取り組む活動組織に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施

実践

➤ 活動組織が行う里山林の整備・活用の実践支援

#### 地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

#### 複業実践型



半林半X等により本格的に人工林を活用する活動への支援

最大19.1万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、地域外関係者の受入環境整備・調整等への支援、アドバイザーの派遣等による活動サポート



【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課（03-3502-0048）